

《別表》令和5年度預かり保育推進補助金交付申請に係る提出締切及び提出書類

施設区分	冬期休暇中の預かり保育	提出締切	提出書類					
			・預かり保育推進補助金 交付申請書 ・印鑑証明書	実施率確認書 (単価③適用園のみ)	新制度移行園 確認書	・「春期」の周知文・日誌 ・「夏期」の周知文・日誌 ・「冬期」の周知文・日誌	預かり保育実施 状況調査表	
学校法人 (志向園 含む)	実施する	令和6年1月10日(水曜日)	提出が必要 ※1	※2	新制度移行園 のみ提出	長期休暇中で実施している区分 の周知文・日誌を提出 *「教育時間終了後2時間」、「3 時間以上」、「早朝」の周知文・日 誌は不要。	提出が必要 ※3	
	実施しない	令和5年12月15日(金曜日)						
個人立等	実施する	令和6年1月10日(水曜日)		※2				
	実施しない	令和5年12月15日(金曜日)						

※1 「終了後2時間」・「終了後3時間以上」・「早朝」・「春期」・「夏期」・「冬期」全区分未実施の場合は、施設区分に関わらず、全て提出不要。

※2 「実施率確認書」は、「終了後3時間以上」を年間を通じ開園日の9割以上実施かつ、「春8日」・「夏21日」・「冬6日」を全て実施している場合、又は各長期休暇期間から土日、休祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く長期休暇中の全平日において1日4時間以上の保育を実施している場合のいずれかに該当する施設のみ提出してください。

※3 「預かり保育実施状況調査表」は、学校法人立(志向園含む)で、「教育時間終了後2時間」と「夏期」のいずれか又は両方を実施している施設は提出してください。